

令和4年度から下水道事業は 公営企業会計に移行します

本町の公共下水道事業（公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業）は、4月1日からこれまでの官公庁会計(特別会計)から公営企業会計へ移行します。

■公営企業会計の移行について

本町は、昭和61年度の別海市街での供用開始から、公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業を活用した処理場や管渠等の整備を行い、平成8年度までに8処理区（別海地区、西春別（駅前）地区、走古丹地区、西春別地区、上春別地区、中春別地区、尾岱沼地区、別海（本別海）地区）による供用を開始しており、令和2年度末の8処理区全体の下水道普及率（供用開始人口÷行政人口）は61.7%となっています。

現在は、各施設等の維持管理に努めた整備を行う中で、施設の老朽化に伴う更新費用の増大や人口減少に伴う料金収入の減少が懸念されるなど、経営を取り巻く環境は厳しさを増しています。

このため、将来にわたり安定的に下水道事業を維持継続し、自ら経営や財務の状況を的確に把握した運営を行うことが必要と考え、令和4年度から公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業について「別海町下水道等事業」として地方公営企業法を適用した公営企業会計に移行します。

なお、合併処理浄化槽設置整備事業については、これまでどおり一般会計において取り扱うため、今回の会計移行に伴う変更はありません。

■会計の移行に伴う主な変更点

項目	特別会計(これまで)	公営企業会計(これから)	説明
会計名	下水道事業特別会計	下水道等事業会計	移行する下水道事業等会計には、公共下水道事業のほか集落排水事業の業務も担うため、会計名に「等」の表記が付いています。
予算について	収入を歳入、支出を歳出として予算計上し会計・整理	損益取引の収支と資本取引の収支に分けて、それぞれ予算計上して会計・整理	企業会計では管理運営に係る取引（損益取引）と建設改良等に係る取引を区分し整理することで、経営成績を適正に示し分析することで、今後の経営計画の策定が可能となります。
経理方法・方式	現金主義による単式簿記	発生主義による複式簿記	これまでは現金収支による会計でしたが、今後は債権・債務などの経済活動の発生した事実に基づいた会計記帳を行い、事業期間内における経営成績や特定の時点における財政状況が明確になります。
資産管理	各財産台帳で管理	資産台帳（減価償却）により管理	公営企業会計への移行に伴い、今後は新たに資産台帳として整備することにより、資産全体の把握と適正な資産管理が可能となります。
出納整理期間	翌年度（4月1日から5月31日）の間に当該年度の収支を確定させ決算を行う	年度末（3月31日）における収支が確定後、直ちに決算を行う	公営企業会計には出納整理期間がないため、決算日の翌日から速やかに決算を行い、分析するなどして、今後の経営戦略を図ることができます。

■公営企業会計移行に伴う効果

項目	効果
経営状況の明確化と説明責任の向上	新たな公営企業会計では、発生主義・複式簿記で処理されることにより、会計情報が明確化され、多様な財務分析・経営分析が可能となり、自己の経営判断ができるため、結果を町民に情報開示・説明することが可能となります。
経営の自由度向上による経営の効率化	地方公営企業法の適用により、予算に拘束されない弾力的な支出や効率的・機動的な資産管理が可能となるなど、経営の自由度が向上することから、町民ニーズへの迅速な対応や、経営の効率化、サービスの向上につながります。
職員の経営意識の向上	経営状況の明確化や独立採算制の原則により、職員の意識改革を促し経営意識（コスト削減や収入増加に向けた努力）が期待できます。

■会計移行に伴う各種手続きに関して

下水道使用料、受益者分担金等の納付方法や下水道、集落排水の開始・中止の手続き等についてはこれまでどおりです。今回の会計移行に伴い、使用者の皆さまに新たに手続き等をいただくことはありません。

問合せ／管理担当（内線4512）

水道等の 使用に関する お知らせ

水道と下水道の使用の手続きについて

- 次に該当する場合は、届け出が必要ですので、下記担当にご連絡ください。
- 売買などによって住宅の所有者が変わる場合
 - 住宅を新築または引っ越しで水道や下水道の使用を開始する場合
 - 引っ越しにより住宅の水道や下水道の使用を休止する場合
 - 事業の開始や休止によって用途が変わる場合

水道料金と下水道使用料の支払いについて

各料金は、納入通知書によるお支払いのほか、口座振替がご利用できます。

- 口座振替の申し込み方法 下記金融機関の窓口に、通帳と通帳の印鑑をご持参の上、お申し込みください。

- 口座振替が利用できる金融機関と口座振替日

※振替日が土曜日、日曜日、祝日、金融機関の休日の場合は、翌営業日が振替日となります。

金融機関	口座振替日
大地みらい信用金庫本店・各支店、北海道労働金庫本店・各支店、全国のゆうちょ銀行、北海道銀行本店・各支店	毎月23日
道東あさひ農業協同組合本所・各支所、中春別農業協同組合、計根別農業協同組合、標津町農業協同組合、別海漁業協同組合、野付漁業協同組合	毎月25日

- 口座振替のご注意 毎月の振替日前に必ず口座残高をご確認ください。

残高不足による未納が3カ月間続いた場合、翌月以降は納入通知書によりお支払いいただきます。

長期間不在にする等で水道を使用しない場合

事前に休止の届け出をすることで基本料金がかからなくなります。

ただし、今後使用する予定がない住宅や施設であっても、水道に接続している場合はメーター器が給水管に設置されているため、毎月メーター使用料が請求されます。

水道の廃止には、メーター器の撤去工事に1万5千円の費用がかかります。撤去工事を希望される場合は、下記担当までお問い合わせください。

水道の止め忘れにご注意ください

水は暮らしに欠かすことのできない貴重な資源です。水道の蛇口の止め忘れやトイレのレバーの戻し忘れをしてしまうと、水が流れたままとなり、貴重な資源を無駄にしてしまうため、一人一人が意識し、水を大切に使いましょう。

問合せ／管理担当（内線4513）

農業振興地域整備計画の 変更手続きについて



別海農業振興地域整備計画とは、優良な農地を確保、保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的かつ集中的に実施するために定めた総合的な計画です。

農用地区域内農地として指定されている土地は、農業用施設や農家住宅の建設などを行う場合、整備計画の変更申請が必要です。

令和4年度の変更手続きスケジュールを確認の上、施設建設等の計画や実施の際には下記担当までご相談ください。

なお、スケジュールは申請件数等によって時期が多少前後する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

令和4年度 別海農業振興地域整備計画変更スケジュール

	申請の種類	申請締切	手続き完了見込
第1回	軽微変更	4月26日(火)	5月末
	除外・用途変更	5月27日(金)	7月末
第2回	軽微変更	7月27日(水)	8月末
	除外・用途変更	8月29日(月)	10月末
第3回	軽微変更	10月27日(土)	11月末
	除外・用途変更	11月28日(月)	1月末
第4回	軽微変更	1月27日(金)	2月末
	除外・用途変更	2月24日(金)	4月末

- 農業用施設の建設 軽微変更（1ha未満）
用途変更（1ha以上）
- 農家住宅建設 除外変更
- 太陽光発電システム設置 除外変更
- その他、農地の整備に関することは下記担当にご相談ください。

問合せ／農業政策担当（内線1413）